

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

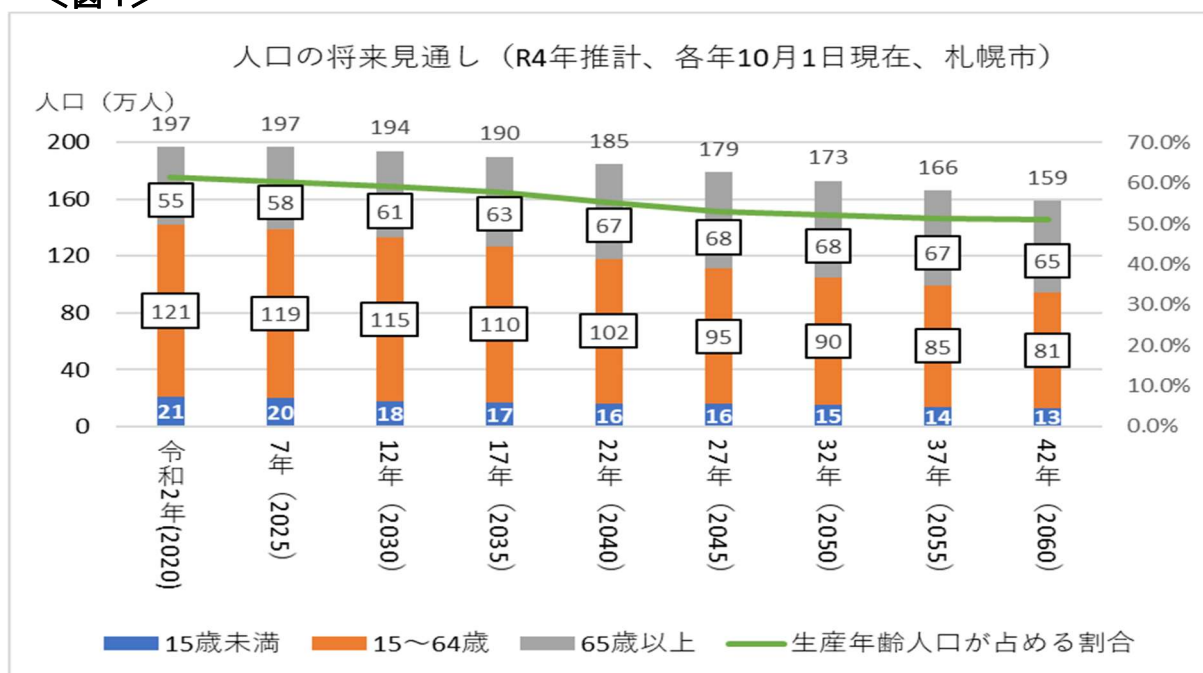
札幌市の人口は、令和2年(2020年)の197万人をピークとして、減少に転じている。特に、経済活動を主に支える生産年齢人口(15歳～64歳)は、令和2年(2020年)の121万人から令和42年(2060年)には81万人となり、40万人減少することが予測されている。(図1)

札幌市の産業構造は、製造業等の第2次産業の割合が全国に比べて低く、卸売・小売業や飲食・宿泊サービス業等の第3次産業が中心となっている。(図2)

また、札幌市内の企業の約99%が中小企業となっている。(図3)

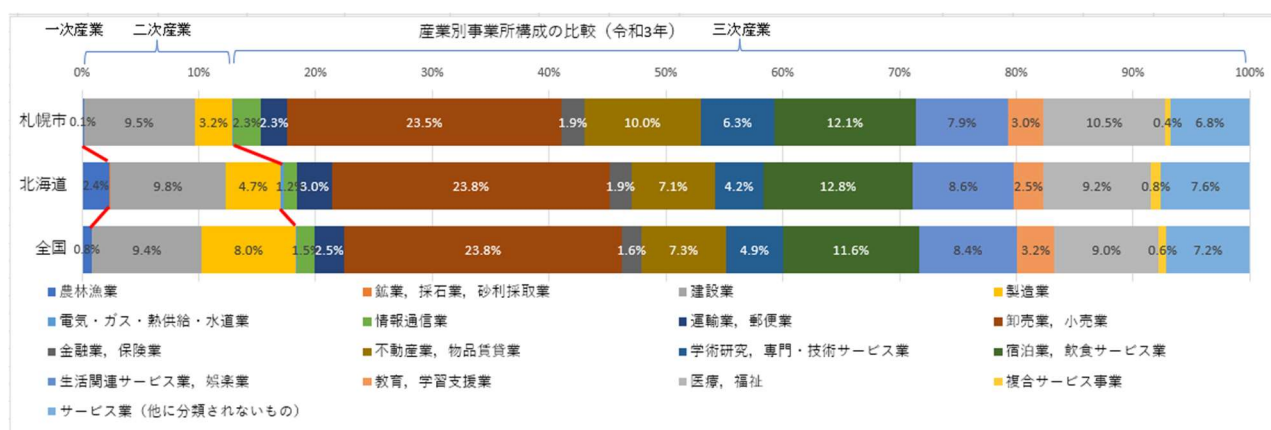
このような中、札幌市では、市内経済を支えている中小企業の労働生産性の向上を図るため、先端設備等の導入を支援していくことが、引き続き重要な課題である。

<図1>



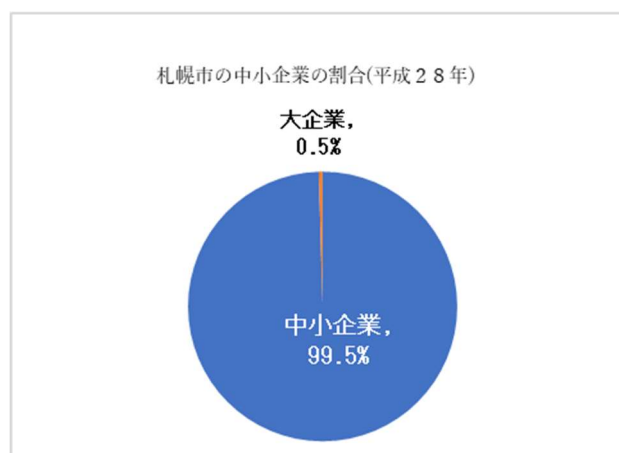
資料：札幌市の将来推計人口（令和4年推計）（札幌市）

<図 2>



資料：経済センサス活動調査(総務省・経済産業省)

<図 3>



資料：中小企業・小規模事業者の数（中小企業庁）

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に150件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

製造業やサービス業を含めた非製造業ともに業種を問わず、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規

則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

札幌市内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画において対象となる区域は、札幌市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

札幌市内の中小企業は、業種を問わず労働生産性の向上が伸び悩んでおり、各産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月6日～令和9年6月5日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。